

第 34 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 1 時 54 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	2番	渡部 延三	3番	高橋 凌	
	4番	竹田 安宏	5番	菊地 匡	
	6番	井上 善博	7番	笹島 敏彦	
	8番	渡邊 達郎	9番	猿渡万里子	
	10番	角丸 章	11番	小野寺一晃	
	12番	垣野 芳博			

4. 欠席委員（1人） 1番 片桐 幸示

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
議案第 2 号	現況証明願について
議案第 3 号	砂川市農業振興地域整備計画（案）に対する意見について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	奥山 雅喜
事務局次長	谷地 雄樹
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	久保 遥河

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 34 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号 1 番の片桐幸示委員が、体調不良のため欠席となっております。

次に、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします

会長
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 5 番の菊地匡委員と、6 番の井上善博委員です。よろしく願いいたします。

それでは、報告に入ります。

事務局

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。案件は 3 件です。

1 件目、農業者年金通常加入申込みについてです。

より申込みがありました。

2 件目、農業者年金死亡関係届出書についてです。

が亡くなられたことに伴い、

より届出がありました。

3 件目、同じく農業者年金死亡関係届出書についてです。令和 8 年 1 月 23 日に が亡くなられたことに伴い、より届出がありました。これら 3 件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをご覧ください。案件は 1 件です。1 番、貸主が

、借主は

、土地の表示は東豊沼 102 番、地目は公募・現況とも田、面積 24,357 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 48,650 m²です。契約内容は、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和 6 年 9 月 25 日から令和 11 年 7 月 24 日まで、合意成立日及び土地の引き渡しの時期は令和 8 年 3 月 27 日です。本件は、保有合理化事業を活用した賃貸借であることから、令和 11 年 7 月までに北海道農業公社と売買を行う予定となっております。なお、この後、議案第 1 号においてご提案いたしますが、今後は が当該農地において営農する予定となっております。以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認いたします。

事務局

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。
では、報告第3号をご説明いたします。議案の3ページと別紙1をご覧ください。

案件は1件、[]です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思っております。経営面積は田が68.6ha、畑が2ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、米、大豆・麦の生産であり、売上高については、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員2人とも農業常時従事者であり、裏面をご覧くださいまして、業務執行役員である5人のうち4人が農業に常時従事しておりますので、両項目とも過半要件を満たしております。以上のとおり、[]は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認いたします。

事務局

続きまして、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、事務局より提案願います。
では、議案第1号ご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。案件は1件です。

1番、計画番号は令和8年度賃第1号、公告予定年月日は令和8年5月20日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、[]、借主は、[]、農地の所在等は東豊沼102番、地目は公募・現況とも田、面積24,357㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積48,650㎡、対価は年額92,920円であり、これは、当該農地の所有者であった[]が、令和6年7月に北海道農業公社と売買した際の契約金額9,292,000円の1%に相当する額です。支払期限等は、毎年12月10日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年5月20日から令和11年7月24日までの3年3か月、法律関係は賃貸借、図面は9ページ、第1号図に示しております。本件の要件確認については、別紙2の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。なお、本件は、保有合理化事業を活用しているため、本来は、賃貸借を開始した5年後に売買を行うところですが、[]と公社との賃貸借期間を引継ぐため、令和11年7月までに売買を行う予定となっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長
渡部委員
事務局

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
教えて欲しいのですが、期間を引き継がない場合というのはあるのですか。
基本的には、引き継ぐこととなります。

渡部委員
事務局 亡くなった場合とかはどうなのか。それでも引き継ぐ。
それでも引き継ぐことになります。亡くなった場合でも代わりの誰かを探さなければならぬということをして市と農協が公社と確約書を交わしています。誰かが亡くなったり、離農した場合は誠意をもって対応しなければならないという旨がありまして、なので、賃貸期間についても前の人のを引継いで5年という制度になります。

菊地委員
事務局 メリットがなくなるよね。
このケースは、まだ保有合理化事業も昨年にやったばかりで、期間がある程度あったので良かったのですが、残り1年とかになると、ほぼメリットはありません。本来は5年間稼ぐことによって、それまでお金が貯められるとか、なかなかすぐには払えないということでこの事業を活用するものなので。

議長
渡部委員 よろしいですか。
はい。
議長 その他何か質問等ございませんか。
菊地委員 こちら期間が7月24日までとなっているのですが、これは作物が植わっている期間ですが。
事務局 はい。なので売買をした後、賃貸借をはじめたのが昨年のこの時期からの5年後なのです。ですからこれは、一応5年間という設定の期間で、「この期間までに絶対に売買しなさいよ」ということなのです。

菊地委員
事務局 売買までの。
売買までの賃貸期間です。早くなる分については公社は「いつでもいいですよ」ということで、ただ、この時までには必ず売買してくださいねという期間です。

菊地委員
事務局 ここからはそういう期限はあまり気にしなくていい。売買も賃貸についても。期限はそこまで気にしなくていい。
議長 賃貸というかそれが締切期間です。それが締切の時期です。
菊地委員 分かりました。
議長 その他何かご質問等ございませんか。
全員 なし。
議長 それでは質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。
全員 異議なし。
議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より提案願います。
事務局 では、議案第2号をご説明いたします。議案の5ページをお開き願います。案件は1件です。1番、願出者及び土地所有者は、
、土地の表示は、西1条北21丁目83番5、
公募は畑、面積1,765㎡になります。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、4月17日に関係委員に確認いただいております。図面は10ページ、第2号図に示しております。
こちらの土地は、北側の一部に建物が建っていたほか、大部分は長期間にわたり耕作が行われておらず、現在は大きめの木が複数立っており、また、雑草も生い茂っていることから、農地としての原形を失っている状況です。これら除去し整地したうえで、再度農地として利用することは、現実的に困難であることから、当該土地は、農地以外であることを証明できるものと考えます。以上、ご審議願います。

議長 只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

全員
議長
全員
議長
事務局長
議長
角丸委員
事務局長
角丸委員
議長
角丸委員
議長
井上委員
事務局長
井上委員
事務局長
井上委員
議長
井上委員
議長
全員
議長
全員
議長

なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め証明することといたします。
続きまして、議案第3号「砂川市農業振興地域整備計画（案）に対する意見について」事務局より提案願います。
< 説明（農政課（市）の立場として） >
只今、議案第3号の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。
はい、角丸委員。
農振農用地の見直しをして、僕が農政にいるときに林班がかかっているところと農振農用地の両方の網がかかっている部分がいくつかあったかのように思うのですけれども、そういうところの解消は何もやっていないのですか。そういうところをお訊きしたい。
今回の農振農用地の見直しなのですけれども、筆ごとに確認をしております。ですからその筆付近、小林班がかかっている、林班がかかっている場合については、そちらは農振農用地を外しています。基本的には。ただ、全面的に外すと、例えば一の沢ですとか外資が購入している農地がかなりありまして、そちらを乱開発される恐れも非農地に近い部分がありまして、これについては十分考慮いたしまして、林班が全部がかかっているものも農振農用地として外していないところもあります。歌志内市の境界あたりはもう完全に森林地帯ですので、そちらは林班がかかっていますと外しました。ただし一の沢の農地に近い所ですとか、 が耕作していた農地ですとかは、ちょっと外すと乱開発の恐れがあるのでそちらのほうは外していません。
分かりました。
よろしいですか。
はい。
その他何かご質問等ございませんか。
はい。
西豊沼は全域基本的には農振農用地にしてくださいという希望であったと思うのですが、それが予定通り全域農振農用地になるのか、農振農用地でないところが、農振農用地になる予定なののでしょうか。
委員さんご心配なところは豊沼町のところでしょうか。
そうです。
そちらのほうですが、農振農用地に入る予定です。現実的に過去農振農用地であったところで、最初、納屋が建っていて、農振農用地になっていたとか、農業用施設用地になっていないですとか、例えばもう宅地なんですけど壊されて農地になっているですとか、現実に面積なども勘案して全部見直しをしています。
はい。
よろしいでしょうか。
はい。
その他なにかご質問等ございませんでしょうか。
なし。
それでは、ご質問・ご意見がないようですので、本件について「意見なし」として回答することによろしいでしょうか。
異議なし。
それでは、本件について、「意見なし」として回答することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員
議長

なし。
それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
 - ・なし
2. 農政課報告（事務局次長）
 - ・地域おこし協力隊の活動状況
 - ① [REDACTED]
令和6年4月に着任し、令和8年3月末で退任後、現在は北吉野で就農し、ミニトマトの作付に向けた準備を進めています。
 - ② [REDACTED]（2年目）
令和7年4月に着任し、引き続きミニトマトの生産農家を目指して市内農業者のもとで農作業支援を行っています。
3. 令和8年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局長）
 - ・日 時 4月6日（月）
 - ・場 所 ラ・カンパーニュホテル（深川市）
 - ・出席者 関尾会長・奥山事務局長
4. 令和8年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国会議員要請活動（事務局）
 - ・日 時 6月1日（月）・2日（火）
 - ・場 所 文京シビックホールほか（東京都）
 - ・出席者 関尾会長
5. 検討委員会の開催（事務局）
 - ・5月中旬 検討委員会の開催
 - ・検討委員 関尾会長、片桐会長職務代理者、議席番号10～12番の委員
 - ・検討事項 ① 令和7年度推進員等の最適化活動の点検・評価
② 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の点検・評価
6. 「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出（事務局）

過日提出を依頼した「令和7年度推進委員等の代議活動の点検・評価」を記入し、事務局に提出してください。5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。
7. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、4月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。

(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

8. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年5月25日、月曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員